平成２１年（フ）第３５５号
青森市青柳１丁目６番１号
破産者　加賀谷武弘
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
秋田市将軍野堰越３番18号
破産者　早坂　洋人
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２８号
秋田市楢山古川新町76番地
破産者　熊谷　崇志
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７４号
秋田市川元小川町１―40　渡部アパート３号、住民票上の住所秋田県潟上市天王字鶴沼台43番地230
破産者　鈴木　章子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３５号
秋田市茨島７丁目11番６号、前住所秋田市茨島７丁目16番５号
破産者　森元　　操
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５８号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野６番地５
破産者　佐藤　盛一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３３３号
福島県本宮市本宮字立石121番地３
破産者　眞鍋ミサ子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２６０７号
横浜市中区初音町２丁目29番地１　日興パレス伊勢佐木町北パートⅡ　705号室
破産者　石田　匡央
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６９号
横浜市磯子区岡村６丁目16番21―501号
破産者　高山　宗泰
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９８号
横浜市南区井土ケ谷上町11番１号
破産者　澤田　龍二
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９９号
横浜市南区井土ケ谷上町11番１号
破産者　澤田美津子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７８号
金沢市金石北２丁目11番１号、従前の住所金沢市窪７丁目364番地
破産者　今井　一夫
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７３号
山梨県中巨摩郡昭和町西条2584番地２　フリーダム103号
破産者　入倉　　悟
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
山梨県甲府市山宮町2609番地１城山ハイツ102、開始決定時の住所山梨県甲府市山宮町2609番地１ハイツ山園102
破産者　長倉　　武
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
山梨県甲府市山宮町2609番地１城山ハイツ102、開始決定時の住所山梨県甲府市山宮町2609番地１ハイツ山園102
破産者　長倉　藤枝
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
長野県中野市大字吉田736番地５　グリーンハイム土屋３号、前住所長野県飯山市大字飯山2211番地
破産者　大西　孝之
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
静岡市清水区庵原町122―18　サンライズⅠ201、住民票上の住所静岡市清水区高橋２丁目４番15号
破産者　秋山千津子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９６号
静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵68番地の６
破産者　加茂　敬次
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
静岡県磐田市福田2013番地
破産者　大石　　護
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係